

報道資料

令和4年10月21日

問い合わせ先
疾病対策課精神保健係 増井、崎山
0742-27-8683 (直通)
内線(3132)

第16回 奈良県自殺対策連絡協議会を開催します

奈良県における自殺対策を総合的に推進するための必要な事項を審議するため、下記のとおり「奈良県自殺対策連絡協議会」を開催します。

記

- 1 日 時 令和4年10月25日(火)
午後2時～4時
- 2 場 所 奈良市ならまちセンター 会議室2・3
(奈良市東寺林町38番地)
- 3 主な議題 1) 奈良県自殺対策計画の見直しの考え方について
2) その他
- 4 傍聴者 定員10名
- 5 傍聴手続
 - ・傍聴を希望の方は当日午後1時30分より、会場にて先着10名まで受け付けます。
 - ・定員になり次第、受付を終了します。
 - ・会議の開会予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、係員の指示に従って会議の会場に入室してください。
 - ・傍聴者の定員は、原則として10名とします。なお、報道関係者が入る場合は、これとは別に傍聴席を設けます。
- 6 問い合わせ先
奈良県福祉医療部医療政策局 疾病対策課 精神保健係
TEL 0742-27-8683 FAX 0742-27-8262

■傍聴される皆様へのおお願い

「奈良県自殺対策連絡協議会」の傍聴にあたり、以下の事項を守っていただくようお願いいたします。

これらについて守っていただけないときは、傍聴をお断りすることがあります。

- 1) 事務局の指示に従って入場し、所定の席に着席してください。
- 2) 携帯電話等の電源は必ず切ってください。
- 3) 写真撮影、ビデオカメラ、テープレコーダー等による録画・録音はできません。
- 4) 会議の開催中は静かに傍聴してください。
- 5) 委員等の言論に対し拍手その他の方法により賛否を表明することはできません。
- 6) 会議中は、飲食及び喫煙、新聞・書籍等の閲覧はできません。
- 7) 会議開催中の入退室は、やむを得ない場合を除きご遠慮ください。
- 8) その他、座長及び事務局の指示に従ってください。

※報道機関の取材等については、次のとおりとします。

- ・上記の傍聴の際の注意事項に基づき、議事の進行を妨げないようご留意下さい。
- ・写真撮影及びテレビカメラによる取材は、会議の冒頭のみとさせていただきます。